

## 岡山県麻しん風しん対策会議設置要綱

### (目的)

- 第1条 岡山県内において、麻しんを排除し、その後も排除状態を維持することを目標とし、県、市町村、教育関係機関、医療機関、保護者等が連携し麻しんワクチン接種の推進を図るとともに、麻しんの発生を確実に把握し、地域における施策の進捗状況を評価することにより適切なまん延防止対策を推進する。
- 2 岡山県内において、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、風しんを排除することを目標とし、県、市町村、教育関係機関、医療機関、事業者団体、保護者等が連携し風しんワクチン接種の推進を図るとともに、風しんの発生を確実に把握し、地域における施策の進捗状況を評価することにより適切なまん延防止対策を推進する。

### (所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

#### (1) 麻しんに関すること

##### 1) 麻しん排除に向けた活動の推進

- ① 予防接種の充実
- ② 発生動向調査の実施
- ③ 麻しん発生時の迅速な対応

##### 2) 市町村等の活動計画の策定及び実施の支援並びに実施後の評価及び提言

##### 3) 麻しん風しん混合ワクチン及び麻しんワクチンの接種に関する情報の提供・公表

##### 4) 麻しん排除状態の確認

##### 5) その他県内の麻しん排除のために必要な事項

#### (2) 風しんに関すること

##### 1) 風しん排除及び先天性風しん症候群の発生防止に向けた活動の推進

- ① 予防接種の充実
- ② 発生動向調査の実施
- ③ 風しん及び先天性風しん症候群発生時の迅速な対応

##### 2) 麻しん風しん混合ワクチン及び風しんワクチンの接種に関する情報の提供・公表

##### 3) 風しん排除状態の確認

##### 4) その他県内の風しん排除及び先天性風しん症候群の発生防止のために必要な事項

### (組織)

第3条 対策会議は、感染症対策委員会予防接種専門部会委員、麻しん風しん対策の推進にあたり、対策会議が必要と認めた者をもって構成する。

2 対策会議に会長を置き、感染症対策委員会予防接種専門部会長の職にある者があたる。

3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

### (会議)

第4条 対策会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 対策会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

(庶務)

第5条 対策会議の庶務は、保健福祉部健康推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策会議について必要な事項は会長が、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年2月25日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。